

人権相談の現場から

障害者に関する人権相談〔障害者への家庭内での暴力について〕

相談 作業所に通う知的障害者の身体にアザなどの傷が見受けられ、家庭で家族から暴力を受けているようだ。最近、エスカレーターしで来ている。どのように対応すればよいか。

対応 関係機関によるケース会議を開催し、当面の対応を協議する。「作業所において事実関係の把握」「本人への働きかけ（意思の確認等）」「家族への働きかけ（家族が抱えている問題の把握。本人へのショートステイ等さまざまな福祉サービスの活用）」「緊急時の対応（本人からのサインの受止め、逃げ場所の確保等）」等について協議し、具体的に対応していくこととした。

その後、福祉事務所、作業所職員が本人・家族へ働きかけた結果、兄を含め、家族の不安定な状況が徐々に改善され、本人も安定した生活を取り戻すこととなった。以後、関係機関の見守りが継続されている。

知的障害者に対する権利侵害は、被害者本人の被害認識があいまいで被害を訴える力も弱いことが多いことから、発見が遅れることになりやすい。

また、本人の意に沿わないかたちで介入することも難しいという状況はあるが、本人を取り巻く関係機関が権利擁護の視点に立って、的確な状況把握と機敏な対応を図ることが重要である。

相談 父親から暴力をうけている重度障害者で、日常生活動作は全介助が必要。家庭訪問している相談員から、父親の暴力について相談があった。

対応 早急な対応が必要なので関係機関とのケース会議を開催し、今後の対応について協議した。当事者の現状確認と今までの経過確認を行うとともに、各機関での役割分担を確認した。通所施設では日々の状況及び傷等が無いかの確認を行い、『虐待』が判明すれば福祉事務所対応でショートステイを行い、長期的にはグループホームの利用も視野に入れる。また、緊急時の対応に向けて連絡網を確認する。

障害者への身体的暴力、ネグレクト（養育放棄）などが相談業務の中で判明する場合があるが、福祉サービスを全く利用せず、第三者の関わりがない場合、障害当事者が重度の障害のため直接訴えられない事例では、『虐待』を早期に発見し、対応していくことが難しい。当事者が訴えることができない場合、関係機関が本人の状況を定期的に把握し、対応の遅れがないようにする。相談を受けたものが抱え込むことなく、どの様な手順で、どの機関に相談し、問題の解決を図るのかを示すマニュアルが必要である。

これらの課題に対応していくためにも、関係機関の相互の連携、協力が大切であり、『虐待』としての共通認識を持ち、『虐待』発見時の対応システムの構築が必要である。

相談窓口

- ・大阪府障害者自立相談支援センター
TEL 06-6692-5261（地域支援課）
TEL 06-6692-5262（身体障害者支援課）
TEL 06-6692-5263（知的障害者支援課）
TEL 06-6692-5264（手帳発行）
FAX 06-6692-3981・5340

- ・大阪府こころの健康総合センター
TEL 06-6607-8814（相談専用）
FAX 06-6691-2814
※大阪市にお住まいのかたは、大阪市こころの健康センターの「こころの悩み電話相談」がご利用になれます。
TEL 06-6636-7867

※堺市にお住まいのかたは、堺市こころの健康センターの「こころの電話相談」がご利用になれます。
TEL 072-258-6410

- ・障害者110番（大阪府障害者社会参加促進センター事務局）
TEL 06-6774-0110
FAX 06-6775-9116
- ・ヒューマインド（大阪府福祉人権推進センター）内
障害者権利擁護支援センター
TEL 06-6561-4666
FAX 06-6561-5080

お近くの福祉事務所・保健所・保健センターでも相談できますので、お問い合わせ下さい。